

## 第5回 農地部定例会議事録

- 開催日時 平成30年10月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 井出部長・中村副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・久米博委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・植田委員
- 欠席委員 亀井委員
- 西尾局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正を申し上げます。  
議案書の24ページをお開きください。第6号議案No.55期間が「5年」となっておりますが、正しくは、「10年」です。  
続きまして、議案書の39ページをお開きください。第6号議案No.104土地の所在地が「那賀川町西原613—1」となっておりますが、正しくは、「那賀川町西原613」です。
- 井出部長 (部長挨拶)  
それでは第5回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は長生地区の久積委員、大野地区の服部委員にお願いします。
- 井出部長 それでは本日の議事に入りたいと思います。  
第1号議案 非農地証明願について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条)  
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により3ページ第2号議案No.520ページの第6号議案No.37については別途審議といたします。  
議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員　それでは椿地区からご報告します。椿地区は10月19日に福井公民館において、福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長　次に、福井地区お願いします。

南部委員　今回、議案はございません。

井出部長　次に、橘地区お願いします。

岡部委員　今回、議案はございません。

井出部長　次に、新野地区お願いします。

幸田委員　それでは新野地区からご報告します。新野地区は10月22日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.1は許可相当、No.2からNo.5は書類不備により継続審議としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長　次に、桑野地区お願いします。

森委員　それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は10月22日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の

判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 21 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願います。

井出部長 次に、見能林地区お願います。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は 10 月 19 日に宝田公民館にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 3 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 8 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願います。

井出部長 次に、富岡地区お願います。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は 10 月 19 日に宝田公民館にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 3 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 4 ページをお開きください。第 3 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では書類不備により継続審議としました。

議案書の 28 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願います。

井出部長 次に、宝田地区お願います。

厚田委員

それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は10月19日に宝田公民館にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の30ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長

次に、長生地区お願ひします。

久積委員

それでは長生地区からご報告します。長生地区は10月19日に事務局にて中野島と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の30ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長

次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員

それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は10月19日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 32 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は 10 月 18 日に老人憩いの家にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 35 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員 今回、議案はございません。

井出部長 続きまして那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、本日 10 月 24 日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 4 ページをお開きください。第 3 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 7 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 8 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は 10 月 22 日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告

させていただきます。

議案書の 42 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第 31 条により〇〇〇〇、〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇、〇〇〇〇退室)

井出部長

議事を再開します。

それでは、議案書の 3 ページ第 2 号議案No.5、20 ページ第 6 号議案No.37 について承認してもよろしいか。

一同

異議なし

井出部長

それでは、議案書の 3 ページ第 2 号議案No.5、20 ページ第 6 号議案No.37 についても承認といたします。

退室した〇〇〇〇、〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇、〇〇〇〇入室)

井出部長

議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

佐竹委員

議案書の 7 ページ第 5 号議案No.11、12 ですが、(株)であったり(有)はございますか。

事務局

ございません。

岡部委員

佐竹委員からもご質問いただきましたが、法人ではなく個人であっても問題ないのでしょうか。個人であれば、個人名での申請が正しいのではないのでしょうか。

また、〇〇〇の許可等はどうなっているのでしょうか。

事務局 確認をし、間違いがあれば修正させていただきます。

井出部長 それでは、他に意見もないようですから、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

西尾局長 報告します。第5回農地部定例会議案、第1号議案から第6号議案のうち第3号議案No.1、第5号議案No.2からNo.5までの5件を継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

井出部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 それでは報告のとおり承認します。

井出部長 事務局から事務連絡があればお願いいたします。

井出部長 それでは、以上をもちまして、第5回農地部定例会を閉会いたします。次回は、11月26日月曜日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会

農地部長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_